

---

## 令和5年度第1回練馬区入札監視委員会

（令和5年7月21日（金）：午後2時00分～午後4時00分）

1 開催日時 令和5年7月21日（金）午後2時00分～午後4時00分

2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

3 出席者

委員 委員、委員、委員

区 総務部長、経理用地課長

施設管理課長、施設整備課長

道路公園課長・工事係長

危機管理課長

人材育成課長・職場環境係長

大江戸線延伸推進課長・大江戸線延伸推進担当係長

学校施設課長・管理係長

保育課長・公立保育所係長

子ども家庭支援センター所長・児童相談調整担当係長

4 議事

（1）前回議事概要の確認（資料1）

（2）審議案件

令和4年度後期入札案件の参加資格設定経過等について

・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）

・工事契約一覧（資料3）

・物品契約一覧（資料4）

・委託等契約一覧（資料5）

・設計・測量等契約一覧（資料6）

（3）報告事項

令和4年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

・令和4年度後期契約件数等（資料7）

・令和4年度工事等の入札不調一覧（資料8）

・指名停止措置等について（資料9）

（4）その他

次回開催日程について

5 会議の内容

### <前回議事概要>

全委員了承

<審議>

●案件1～8 案件抽出理由について

(委員)

案件1「路面改良工事（その10）」

類似案件において落札率が87%～88%と近似値となっている理由と、（その10）のみ99.79%と高くなっているのはどのような理由か確認したい。

案件2「令和4年度都営地下鉄大江戸線延伸計画調査委託」

特命随意契約の理由。その際の予定価格に対する契約金額の決め方はどのようにしているのか確認したい。

案件3「防災服の購入」

落札率が●●%の理由を確認したい。

案件4「新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入」

落札率が半分以下となっている。メーカーによっても価格帯も違っているようだ。どのような仕様で入札され、また落札率が低かった理由を確認したい。

案件5「練馬区立中学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（練馬・光が丘地区）」

「練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（石神井地区）」

「練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（大泉地区）」

落札率が極めて近い率になっているが、何か理由があるのか確認したい。

案件6「家事支援用品の購入支援に係る業務委託（単価契約）」

仕様の内容と特命随意契約の理由を確認したい。

案件7「ソーラーパネル付きポータブル蓄電池の購入」

案件8「区立保育園昼寝用マットレス等の購入」

予定価格に対して落札率が低くなっている。どのような仕様で入札されたのか。また、低い落札率になった理由を確認したい。

【案件1】

路面改良工事（その10）

(事務局)

資料2—1、1ページをお願いする。

審議案件の1番、路面改良工事(その10)について説明する。

同様の案件として（その1、2、4、5、7、8、11～20）がある。

本件の工事内容であるが、路面の損傷により交通上支障を来すため、道路舗装工事を行った。

合わせて、汚水枘の取付管および雨水枘取付管の道路陥没対策も行っている。

まず、路面改良工事（その10）について、入札結果を説明する。

資料1ページの公告書をご覧ください。本件は、予定価格が5,000万円以上1億円未満の道路舗装工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付が、A、B、Cのランクの区内事業者を対象に、工事価格、施工能力、

企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する、施工能力等審査型総合評価方式により入札を行っている。

資料2ページをご覧ください。

工事概要に記載してあるが、本件の工事の工種の前に「夜」という表記をしている。この表示は、この工種は夜間工事を行うことを示している。

続いて、資料3ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

開札の結果、7者から申込みがあったが、5者が辞退、応札した2者のうち、株式会社フジドウロが5,850万円、税込6,435万円、落札率99.79%で落札している。

なお、本件は冒頭にご説明したとおり総合評価案件のため、価格面についても逆転現象が生じている。

2番札の事業者が落札した場合も、その率は98.9%と高い率にとどまる状況になっている。

まず、抽出理由の前段にある類似案件について、落札率が87%から88%と近似値になっている理由である。

路面改良工事は総価契約で、予定価格を事前に公表している。そのため、各事業者が過去の類似案件から最低制限価格を類推して応札をしていると考えている。

また、入札参加事業者が非常に多い人気のある工事である。

各社が推測した最低制限価格近辺で応札しているため、落札率が近似値になっていると考えている。

次に、（その10）のみ99.79%と、高くなっているのはどのような理由か確認したいという点である。

予定価格を事前公表している案件では、一般論として、落札者が予定価格に近い額で入札し、他社が辞退した場合に、落札率が高くなってしまうことがある。

今回の案件は、作業の大半が冒頭に説明したとおり、夜間工事になっている。参加の申込みが7者で、令和4年度の後半に発注した夜間工事を含まない路面改良工事は平均13者程度の申込みがあったが、本件は7者であり事業者から敬遠された可能性があると考えている。

申込者数が少なく、かつ、応札事業者が2者であったため、結果として落札率が高くなったと考えている。

説明は以上である。

**（委員）**

これについて、ご質問などはあるか。

**（委員）**

今の説明を伺うと、夜間工事ということが、参加者が少なく、また、どちらかという敬遠されて価格が上がったという話の説明である。

逆に言えば、この年度で、夜間工事はなかったのか。そのときはどうだったのか。

**（工事係長）**

昨年度の路面改良工事で、夜間工事は、路面改良工事（その10）の他に数件ある。  
路面改良工事（その10）に関しては、交通量が多い正久保通りである。他の2件は大泉学園通りに関して2件ほど出している。

そちらの落札率に関して、昼間の路面改良と同様の最低制限に近い金額になっている。  
その理由であるが、大泉学園通りは、夜間だと、比較的、昼間と比べて交通量が減少してくるという傾向がある。

正久保通りは、もともと交通量が多いが、夜間に関しても、交通量の減少が少ないという傾向があるために、受注者から避けられてしまったということがあるかと思う。

また、他にも、路面改良工事（その10）が発注された同時期に、昼間の改修工事が他にも発注されたので、そちらに業者が流れてしまったと考えている。

**（委員）**

そうすると、夜間工事と、それから、もう一つは夜の交通量によるということか。  
それと、もう一つは、同じ時期に昼間の工事があるって、そちらに寄ってしまったということか。

工事場所は、桜台二丁目、三丁目と書いてある。学園通りは結構交通量があるが、それと比べて、桜台二丁目と三丁目も交通量が多い場所なのか。

**（工事係長）**

路面改良工事（その10）の正久保通りは、環七通りから環八に抜ける抜け道になっているため夜間の交通量としては多い。昼間は学園通りと同じような交通量になっている。

**（委員）**

承知した。

**（委員）**

先ほど、この種の工事は人気があると教えていただいたが、仮にそうだとすると、多くの業者が、87から88と非常に近い%で入札している。

しかし、この案件では99%というこの現象の説明がなかなかつかないのではないか。

人気があるので、この工事を取りたいならば、多くの業者が87%、88%で入札すればいいのであって、ごく一部の業者だけが高く入札して、あとは口裏を合わせたように、入札しないているのは、人気があるということとつじつまが合うのかどうか。公正に入札されているのかどうかという疑問が湧く。

それからもう一つ、入札価格が近似値にそろっているという現象の理由は、予定価格を事前公表しているところに一つの要因があるという説明をいただいた。

であれば、事前公表をしないでやったらどうなのかと考えるが、その点はいかがか。

**（工事係長）**

まず、東京都積算基準を用いて、単価も東京の単価を利用する形で積算して、それに基づいて予定価格を公表する。

近年では、業者が入札するに当たって算出する見積価格に関する積算能力がかなり高くなってきていることと、あと、最低制限価格の設定方法も公表されている内容のため、最低制限価格がどの辺りに来ているかという精度が上がってきている。

相手より1円でも安く入れなければ受注できないので、どうしても一番低いところに固まる傾向にある。

**（経理用地課長）**

今の部分に補足させていただく。

道路公園課からもお話したが、人気になると、最低制限価格を割り込まない中で一番近いところを推測して競争するので、低いところに集まった競争になる。

ただ一方、本案件のように、夜間の作業員の確保などがあることを考え、そこまで頑張れないとなると、少し高いところで、これなら取ってもいいという金額を入れられるというところが出てくる。

今回は、それ以外が辞退したので、高いところで落札されたのではないかと推測している。

**（委員）**

予定価格を公表する、しないは基準があると思うが、この案件で予定価格を公表しないという選択肢はあるのか。

**（経理用地課長）**

まず、予定価格について、工事案件は土木それから建築について公表している。

それについては、きちんとした積算に基づいてこの金額と示す。ただ一方で、最低制限価格は非公表でやっている。

積算価格は、公表しないと、それ自体がきちんとした積算になっているのかどうかという疑念も招きかねないので、あらかじめ、透明性・公正性を確保した競争をするために予定価格を公表している。

**（委員）**

改めて基本的なことだが、夜間工事の人気がないというのは、基本的に、人が集まりにくいとか、事故が起りやすいといった理由か。

**（工事係長）**

そういったこともあるかと思うが、夜間の方が、警察の協議や、騒音に対する苦情、迂回路の確保、建築物を含めたところが、通常の昼間の工事よりも手間がかかってしまうということが避けられる理由になるかと思う。

**（委員）**

今回は、路面改良工事（その10）以外も、夜間工事はあったのか。これが特に2者しか応札がなかったという、これだけ嫌われた理由は何かあるのか。

**（工事係長）**

他にも夜間工事はあったが、避けられた理由としては正久保通りという場所柄のせいだと思う。

迂回路が取りにくい、あと、近隣の商店、コンビニエンスストアがあるといったところが避けられた理由であろうかと推測している。

**（委員）**

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**【案件2】**

**令和4年度都営地下鉄大江戸線延伸計画調査委託**

**（事務局）**

それでは、案件番号の2番、資料2-2の21ページをお願いします。

案件番号2番、令和4年度都営地下鉄大江戸線延伸計画調査委託について説明する。

本件委託の内容は、現在、光が丘駅まで整備されている都営大江戸線の延伸計画の早期実現に向け、東京都と連携して行う調査、検討を行うために、一つ目として、大江戸線延伸地域における開発の可能性に関する検討、二つ目として、地下高速鉄道整備事業費に関する費用負担の事例収集、三つ目として、延伸計画の意義、必要性の再確認。こちらについては、平成29年度に発行したパンフレットの原稿の修正、四つ目として、都区の実務的協議への支援となっている。

まず、抽出理由の前段にある特命随意契約の理由について、説明する。

資料の21ページ、特命随契の見積調書をご覧ください。

本件は、一般財団法人運輸総合研究所と特命随契を行っている。

当該団体は、昭和43年に非営利の研究機関として、産官学の各界の支援のもとに設立された、交通運輸および観光に関する総合的な研究および調査を実施し、交通運輸および観光全般における政策の評価および提言を行い、もって交通運輸および観光に関する政策の策定に資するとともに、国民生活の質的向上、魅力ある地域社会の創出、産業経済の発展および国際的な共生の推進に貢献することを目的として設立されている団体である。

資料の23ページ、業者指定理由書をご覧ください。

まず、指定理由の（1）として、本件を有益かつ効率的に行うために、鉄道等の交通統計評価手法に関する高い専門性を有すること、（2）として、首都圏における鉄道計画の変遷および近年の鉄道新線建設に関する他路線の動向について熟知していること、

（3）として、国・東京都の交通政策等を熟知していること、（4）として、大江戸線延伸に関する区の出組や現状に精通していること。これらの要件を満たしている事業者を選

定する必要があった。

本件事業者について、（2）の1段落目に記載があるが、国の交通政策審議会の答申での作業協力や、東京都の都市整備局、交通局の交通政策に関する調査委託を多数受託している実績がある。鉄道等における専門性を有するとともに、他路線の動向、国・都の交通政策などを熟知しているという点が挙げられる。

また、3段落目に、他の事業者では、これまでの調査結果等を把握できていないところがあるため、延伸事業に関する調査、研究過程の把握が必要となり、膨大な費用と時間を要することとなると考えている。

これらの理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、一般財団法人運輸総合研究所と特命で随意契約を行った。

次に、抽出理由の後段の特命随意契約の際の予定価格に関する契約金額の決め方をどのようにしているのか確認したいという点である。

まず、予定価格は、事業所管部署において、事業者から下見積もりを取り、同様の内容の過去の契約実績等の比較を行うとともに、その内訳として作られている労務単価、直接経費等について、東京都の基準を参照しながら妥当性を確認し設定した。

次に、契約金額であるが、事業所管部署から契約締結請求を受け、契約担当者から改めて事業者へ仕様書等を送付し、見積書の提出を求めている。事業者から提出された見積額が予定価格の範囲内であったため、当該金額をもって契約を締結した。

参考に、25ページから29ページに仕様書をつけたので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

これについて、ご質問などはあるか。

（委員）

今の説明から理解すると、予定価格については業者から見積もりを取った上で、中身を、人件費も含めてチェックした。妥当だろうということで、逆に言えば、所管としては●●●●円という数字を持っていたが、改めて随意契約する相手の事業者から示されたものが995万5,000円だったという理解でよろしいか。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

ということは、逆に言えば、価格の設定の決め方は、こちら側ではなく、業者が見積もりを出して、正式に契約から来たときに、事業者の方で●●●●円ではなくて、多少値引きをして出してきたということか。

（大江戸線延伸推進課長）

そのように理解している。

（委員）

他にあるか。

（委員）

今のご説明の中で、労務単価という言葉が出てきたが、どれぐらいの単価で計算されているのか教えていただきたい。

（大江戸線延伸推進課長）

東京都で設計単価表という基準を出している。この中で、例えば主任技師であれば一人工5万8,600円といった単価が、あらかじめ各技術員などのランクに応じて設定されている。

あと、それぞれの工種における、人工の歩掛、例えば、そこにどれだけ、どういう人を配置するのか、従前の調査を見ながら、片方に非常に偏っていないかといったところもチェックしながらやっている。

（委員）

主任技師の方だと5万8,600円というのは、これは1日の単価か。

（大江戸線延伸推進課長）

そうである。

（委員）

事務局から説明があったかもしれないが、改めて、この調査委託の目的は、練馬区としては何を調べたかったのか。

（大江戸線延伸推進課長）

東京都でこの事業を進めていく中で、区としても、大江戸線の延伸を早期に実現したいというところで、例えば東京都でも課題となっている収支採算性などにおいて、例えば、区でまちづくりを行うことによって、延伸地域の人口などに反映できるといったところを、逆に区から、こういった形でまちづくりを進めて、どんどん実現に向けていきたいという部分を、まちづくりの観点や、あとは具体的に、費用負担的などところも含めて、こういった形のものができるのか検討していく。

（委員）

契約した運輸総合研究所は、運送部門に特化したコンサル会社のように、新幹線の開業の効果といったところを仕事の内容にしているというところである。

今回、委託の内容自体が、鉄道の敷設そのものではなくて、要は、それに付随して、どんなまちづくりができるかというところである。

あえて言うならば、鉄道部門の超一流の研究所に委託しなくても、ほかに選択肢もあっ

たのではないかなと思う。

そもそも業者の決め方というか、コンサル会社の選定方法は何かあるのか。

**（大江戸線延伸推進課長）**

まずは、今回、私どもとしても、大江戸線延伸を早期に実現したいということで、早期事業化という方向に持っていきたい。

そのためには、どういったことが条件になるか、事業主体である交通局、また、地元自治体として何をやらなければいけないのか、今後、国に鉄道事業許可を取る上で、そういったところを検討していかなくてはいけない。

この事業者は、まさに、そういった国の機関などが行っている、鉄道事業そのものを認可していく上での内容などについても、かなり詳しく知っている。

効率かつ有効に、区で調査をやっていくためには、この事業者しかないと判断したものである。

**（委員）**

こちらは、かつて利用されたことはあるのか。

**（大江戸線延伸推進課長）**

こちらの事業者へは、平成23年度から令和元年度まで委託している。

令和2年度、令和3年度は、コロナの影響で、東京都が鉄道利用者等の動向を見定める必要があるとのことで一度中止したが、昨年度都の予算に、大江戸線延伸に関する調査という費用が明言する形をついたため、区も、改めて、連携してやっていくため、これまでの経過も含めて、この事業者に委託した。

**（委員）**

承知した。

そうすると、過去に相当回数をお願いしたことがあるということになると、要は、仕事ぶりや、単価、値段は、ある程度予測できる。

先ほどの予定価格の話になるが、こういうものをお願いすれば幾らぐらいになるというのは、先ほど、東京都の基準ということもあったが、そういったものがなくても、ある程度は推測がついて、逆に言うと、このぐらいの値段でやっていただけるかという話からスタートして、予定価格●●●円で決まったとも捉えられるが、その辺りはいかがか。

**（大江戸線延伸推進課長）**

私どもからすると、調査する内容を事前に相手方に相談した上で、見積もりをいただいている。あらかじめ金額が分かっているということではなくて、調査内容を含めすり合わせをしている。

**（委員）**

委員、いかがか。

選定の理由としては、能力的にこの業者しかない。

あと、予定価格の決め方について何か。

**（委員）**

もともと予定価格の前に予算額があるので、それを上回っては契約できない。逆に言えば、予定価格が予算額とニアリーイコールだったのだろう。

もし予算額と予定価格で予算額の方が低かったら、何とか事業者に話をして、もう少し価格を抑えてくれというところで価格帯が決まって、また、場合によっては、ほとんど予定価格が決まっても、予算額内である場合は、業者にいろいろとお願いをしている部分があるので、業者も、これは見積価格そのままを通してくれという話になるのだろうということ。

今回はきっと予算額内にあって、それと積算チェックをしたということなので、後は事業者から多少値引きという手順で価格が決まったのかと理解した。

**（委員）**

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**【案件3】**

**防災服の購入**

**（事務局）**

それでは、資料2-3の31ページをお願いします。

審議案件の3番、防災服の購入について説明する。

本件は、被災地支援等において、練馬区職員であることが認識できるよう、防災服の上着のデザインを変更したことに伴う更新および未貸与職員への貸与分として、防災服上着を1,075着、防災服のズボンを1,058着購入した。

本件は、支出予定価格が1,000万円以上の物品購入であるため、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱に基づき、制限付き一般競争入札を実施した。

33ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

入札結果についてご説明する。

本件の入札は2者が参加し、中央衣料株式会社が1,259万4,900円、税込価格で1,385万4,390円、落札率●●%で落札した。

抽出理由にある落札率が●●%の理由を確認したいということである。

本件は、予定価格の設定に当たり2者から下見積もりを取得し、より低い金額を予定価格として設定している。

入札の結果、予定価格以下の金額で提示する事業者が他にいなかったこと、事業者が下

見積額と同額で応札したため、結果として落札率が●●%となっている。

参考に、35ページから40ページまでに仕様書をつけているので、お目通しをお願いします。  
説明は以上である。

**（委員）**

では、これについて、ご質問などをお願いします。

**（委員）**

そうすると、入札に参加したのが2者で、下見積もりを2者から取った。

33ページの中央衣料株式会社と株式会社淀医療東京から下見積もりを取ったのか。それとも、中央衣料株式会社と淀医療東京以外のところから下見積もりを取ったのか。

**（危機管理課長）**

中央衣料株式会社と株式会社淀医療東京の2か所から下見積もりを取っている。

**（委員）**

大変申し訳ないが、これはどういう場所で、どういうシチュエーションでこの防災服を着用されるのか。

**（危機管理課長）**

職員に関しては、現場部隊は、基本、今の時間も防災服を着ている。

それ以外で言うと、例えば訓練が中心になっている。避難拠点運営訓練というものが全98校で、職員が6名から十何名が多いところだと指定されているが、区内各所で訓練を行うときや、町内の訓練をやるときは防災服を着ている。

**（委員）**

こういうこと言ったら申し訳ないが、必要か。

本件とは関係ないかもしれないが、テレビなどで防災訓練というと、会議室か何かで、例えば、どこかの市長とか、いろんな方が防災服を着ているが、全く危険性も何もないところで、ああいう服を着る必要があるのかなといつも思うが、その辺はいかがか。

**（危機管理課長）**

訓練という意味では、そのようなご指摘もあると思うが、防災服を着て、実際の災害対応を区として一体性を持ってやっている姿勢を区民の皆様に見ていただくのは当然のことだと思っている。

また、訓練についても、練馬区が率先して、災害時に対応していく姿勢を見せる意味では、私も日頃から防災服を着用して、区民の方に、最前線で防災対応をやっているというのを見ていただくためにも、防災服は必要不可欠なものだと考えている。

**（委員）**

練馬区がやっているのを知っていただくのは、考え方によっては、他にも方法があるのではないのかと思う。

ただ汚れたり、あるいはけがをしたり危険性があるところへ行く場合には、それなりの準備なり何なりが必要かと思うけれども、全く関係ないところで、いわばユニフォーム替わりに、みんなが必要かというのは、もう一回考え直す余地があるのではないのかと思う。その辺も将来的に検討していただければと思う。

**（施設管理課長）**

私は、前に関西の災害に行ったことがある。あのときは、いろんな人が行ったり来たり、誰が誰だか分からない中で、この人は神戸市職員だと見てすぐ分かることが非常に大切なことだと思った。

訓練のためではなく、災害時のために防災服は買っている。災害時は、いろんなことがあって、いろんな人が出入りし、業者も来る。その中で、区の職員というのが一目で分からないといけない。区長も最前線に立つ場合もある。我々幹部も出ていく機会があるので、必要であると考えます。訓練のためではない。

**（危機管理課長）**

もちろん、そう考えている。

**（委員）**

他にあるか。

**（委員）**

入札に関して2者しか応札がなかった。

この金額だと、想定は何社か、2者以上は想定していたという気がする。

何社の予定が2者しか応募がなかったのかということと、逆に、そういうことで、2者しかないということに対して、衣類の関係は、供給側などで、業界の中で厳しいところがあるのか、ないのか。そういうところと関連するのか。

**（経理用地課長）**

今回も制限付き一般競争入札をして、区内にも8者ほど衣料をやっている事業所がある。そこで一定の競争性が発揮されると考えている。

応札実績も、中央衣料株式会社以外にも応札している状況がある。一定程度、我々としては期待していたが、今回は残念ながら2者だけだった。

**（委員）**

今の委員の質問に関連して、防災用の服なので、何か特殊な仕様になっているのか。仕様を見る限り、それほど難しくはない。そういう意味では、この2者だけではなくて、結構作れるところも多かったのではないのかと思うが、その辺りはいかがか。

**（経理用地課長）**

参加事業者が限定されるような特殊なものでは、入札になじまないことがあるため、その部分については、気をつけている。今回の防災服の規格は、仕様では、既製の製品を示した。また、今回は背面プリントで、先ほど話のあった練馬区の職員だと分かるように、大きく表示したというのが特徴だが、これについてもプリントで特別な技術は必要ないと聞いている。そういう部分については大丈夫だったかと思う。

**（委員）**

そうすると、下見積もり2者ではなくて、もう少し増やせば、もう少し安いところもあったのではないかということ、委員が申し上げたかったのだと思う。

要は、2者にしか、あるいは、他にあったけど特に声をかけなかった理由はあるのか。

**（経理用地課長）**

こういった購入の予定価格を設定する際には、所管課に対しては下見積もりを2社以上とることという言い方をしている。今回は、2者で下見積もりをしているので、一定の価格は確認できたと判断した。

**（委員）**

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**【案件4】**

**新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入**

**（事務局）**

それでは、資料2-4の41ページをお願いします。

審議案件4、新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入について。

本件は、区が事業主として区職員の健康管理を適切に行うとともに、区の事業および社会機能維持事業の継続性を担保することを目的とし、新型コロナウイルス抗原定性検査キットを2万2,000個購入した。

次に、入札結果について説明する。

43ページ、入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

支出予定価格が1,000万円以上の物品の購入となるため、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱に基づき、制限付き一般競争入札を実施している。

開札の結果、8者が応札し、株式会社サンオクスが924万円、税込1,016万4,000円、落札率●●%で落札している。

抽出席理由は、「落札率が半分以下となっている。メーカーによって価格帯が違っている

ようだ。どのような仕様で入札され、また落札率が低かった理由について確認したい」ということである。

まず、抽出理由にある仕様について、45ページをご覧いただきたい。

抗原検査キットの検査精度を担保するために、体外診断用医薬品として国から承認を受けた製品を参考品として指定している。その上で同等品以上であることを求めて入札を行っている。

その他の条件として、有効期間が12か月以上のものであること、1箱のキット内容が同数であること、綿棒・抽出液・測定カセットが同数であること。1人用に分けられていることということである。

なお、参考製品は、予定価格として設定した事業者が示した製品としている。

次に、落札率が低かった理由について、予定価格の設定に当たって、過去の実績などを踏まえて、2者から下見積もりを取得している。

その際、事業者をヒアリングし、定められた納期までに確実に納品ができるという回答があった事業者の見積金額を予定価格として設定して、参考製品としても設定をしている。

入札の結果、税抜きで最も低いところが924万円、最も高いところで1,753万4,000円と大きく開きが出ている。

また、参加申込自体が18者あったが、辞退が7者、不参が3者という状況になっている。

これについては、新型コロナウイルスの感染状況が刻々と変化している最中であったため、事業者によって、抗原定性検査キットの在庫や仕入れ状況などが大きく異なっていたから、このような結果になったと推測している。

結果として、最も低額であった事業者が落札したので、予定額の半分以下の落札率となっている。

改めての案内になるが、仕様を45から46ページにつけているので、お目通しをお願いする。

説明は以上である。

**（委員）**

これについてご質問などはあるか。

**（委員）**

価格設定については見積もりを2者から取った。

逆に言えば、43ページの入札の経過調書の中で、札を入れているところで、この中に見積もりを取った会社はあるのか。どことどこか。

**（人材育成課長）**

こちらで見積もりを取ったのは、2番の株式会社前田製作所と3番の株式会社ノルメカエイシア東京事務所である。

もう1者から見積もりを取ったが、入札の資格がなかったということで、結果的には2社で見積もりを取った。

**（委員）**

見積もりを取ったところが入札に参加して、それも935万円、それから、もう一つが1,232万円で、見積もりを出しておいて、それでも半分近く落としているというのは、何か理由があるか。

**（人材育成課長）**

こちらのキットは、令和4年度の急速なコロナの感染に伴い、この年度に2回ほど購入した。

この見積もりを取ったときは、11月のちょうど8波が始まりつつある中で、インフルエンザとの同時流行の感染者も急増するということで、業者によっては見積価格がなかなか決められない、また、2万2,000個という数を確保できない可能性もある中で、業者によって価格の変動があったと思われる。

また、実際に入札をする1月になったときに、感染状況等事態が変化したこともあり、応札した下見積もり2者にしても、実際の価格を下げたのではないかと推測している。

**（委員）**

そうすると、当時の話で、検査キットの在庫がある、在庫がないとか、いろいろな状況の変化の中で刻々と変わる状況があって、ある一定の見積もりをお願いしたところの段階では、今後予測されるどころだとかのぐらいかかるという判断をして、業者としては価格を出してきた。

見積もり取ったのはいつか。

**（人材育成課長）**

見積もりを取ったのは11月である。

**（委員）**

入札はいつか。

**（人材育成課長）**

1月である。

**（委員）**

2か月の状況の変化で、これほど数字が大きく変わったということか。

**（人材育成課長）**

私どももびっくりしているが、11月の時点では、これから冬にかけてインフルエンザと同時流行するということと、もう一点、インフルエンザと両方でのキットも出ているなど、いろいろ市場が変わっているところだった。年末年始を迎えて1月に入ったときに、急激に価格が変わったのではないかと推測している。

**（委員）**

他に何かあるか。

**（委員）**

仕様書によると、参考製品という、クリニテストと書いてあるが、これと同等以上のものという条件がある。

これは、入札してきた数社が提示してきた製品は、同等以上という条件を満たしていながらも、例えば、A社は定価が高いもの、例えば、B社はそれよりは低いものというばらつきはあるのか。

**（人材育成課長）**

こちらは研究用の試薬ではなくて、体外診断薬用品としての認証を受けたものということが最低基準としているので、キットの内容自体には差はないと思う。

ただし、納品の方法として、複数箇所に納品すること、綿棒や抽出液、測定カセットを3点セットで1箱にするということを指定しているため、元の製品の梱包の方法や梱包の仕方などでも差があるのではないかと考えている。

**（委員）**

そうすると、例えば入札結果の、どこの会社が幾らという中でも、場合によっては、より高級な、精度の高い製品を出しているところと、そうでないところという、ばらつきはあるのか。

**（人材育成課長）**

メーカーがいろいろある。あと、入手先も医療メーカーであったり、国内であったりというところで、ばらつきがあるのではないかと考えている。

**（委員）**

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

**【案件5】**

練馬区立中学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（練馬・光が丘地区）

練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（石神井地区）

練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（大泉地区）

**（事務局）**

それでは、資料2-5の47ページをお願いします。

審議案件の5番、練馬区立中学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（練馬・光が丘地区）、練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（石神井地区）および練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（大泉地区）について説明する。

本抽出案件は、いずれも区立小中学校の校舎および屋内運動場のガラスを清潔な状態に保つため、校舎および屋内運動場の窓、扉などの窓ガラスと窓枠の清掃を行うものである。

入札に当たり、いずれの案件も予定価格1,000万円未満の役務の提供であるため、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、8者を指名し、指名競争入札を実施した。

それでは、練馬区立中学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（練馬・光が丘地区）の入札結果からご説明する。

47ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

本件の入札については8者を指名した。

第1回の応札では全ての事業者が応札したが、全て予定価格が超過になった。

第2回では、4者が辞退、2者が不参となり、株式会社及川美装が431万4,190円、税込474万5,609円、落札率●●%で落札した。

次に、練馬区小学校校舎および屋内運動場ガラス清掃（石神井地区）の入札結果を説明する。

55ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

本件の入札も同様に8者を指名し、1者が辞退、7者が応札した中で、株式会社ジンダイ練馬支店が347万2,930円、税込で382万223円、落札率●●%で落札した。

次に、練馬区立小学校校舎および屋内運動場のガラス清掃（大泉地区）の入札結果を説明する。

61ページをご覧ください、入札（見積）経過調書詳細（物品）である。

本件の入札では、同様に8者を指名して、1者が辞退、1者が不参で、株式会社プラスサービスが314万580円、税込価格345万4,638円、落札率●●%で落札した。

それでは、本件の抽出理由にある「落札率が極めて近い値になっているが、何か理由があるのか確認したい」という点である。

本件の予定価格は、いずれも過去にガラス清掃を受託した実績のある事業者から下見積もりを取得している。下見積もりや、過去実績を参考に予定価格を設定している。

ガラス清掃については、一般的には平米当たりの単価で見積もりが行われており、ガラス清掃は、業務の内容として人件費が経費の多くを占める。各社にとって採算が確保できる平米単価も一定の範囲になってくると考えている。

また、今回受注した事業者は、当該案件の受注が近年を含めて久々の受注となる、または、初めてである事業者が多かったところであり、実績を作っておきたいといった動機があったと推測される。

また、先ほど平米単価で見積もりをされることが通常であると説明したが、入札仕様においても、ガラス清掃面積を明記しているため、結果として採算が取れる一定の範囲の平米単価となると落札率が近似値になったものと考えられる。

参考に、仕様書を49ページから53ページ、57ページから60ページ、63ページから67ページ、それぞれおつけしているのです、お目通しいただければと思う。

説明は以上である。

**（委員）**

校舎の屋内運動場は、体育館をイメージした方がいいのか。

**（学校施設課長）**

そのとおりである。

**（委員）**

では、この件に関してご質問などはあるか。

**（委員）**

先ほどの説明でも、土木や建築では積算単価があって、大体積み上げていくと幾ら幾らという形になるので、入札の額などがよく分かるのでというような話だった。

そうすると、ガラスの場合は、平米単価で大体幾ら幾らと想定される。逆に言えば、練馬区側で、平米単価が幾らぐらいという積算の仕方をして、掛ける全部の面積を全部合わせると何千平米を掛ける幾らという形で出しているのか。

**（学校施設課長）**

今回のガラス清掃に関しては、実際に予定金額を出すに当たって、過去に実績のある業者2者から見積もりを取って、その金額を出している。

我々として、平米単価などを意識してやっているところではない状況である。

**（委員）**

逆に言えば、実績のある業者何社かから見積もりを出してやると、当然、清掃する面積は示して見積もりを出すから、実績のある業者から出てきた金額を平米で割り返せば、大体、一般的に業者としてはこれぐらいだったら受けるという推測は作っているということか。

**（学校施設課長）**

おっしゃるとおりで、そういった作業は、実際の今回契約のときにはやっていなかったが、そういった形で出せることは出せる。

**（委員）**

先ほどの説明のときに、新しい業者で実績を作り出したかったという話があったが、逆に言えば、見積もりを出した業者以外のところで入札で取ったという理解か。

**（学校施設課長）**

おっしゃるとおりで、今回の案件になっているものは、全て見積もりを取った業者以外の業者が落札をしている状況になる。

**（委員）**

そうすると、実績がある業者が出してきた見積もり、逆に言えば、平米単価の数字よりも、練馬での実績を取るために、お金を少し下げて札を入れて、その業者として実績を作ろうという形で取ってきたという理解か。

**（学校施設課長）**

これはあくまで推測であるが、我々も平米単価を出してみて、それに対しての実際に業者が落とした額を割り返した平米単価を比べれば、そういった推測が成り立つのではないかと捉えている。

**（委員）**

逆に言えば、そういう形で、経費でやって、たまたまそれが84%～5%のところまで数字が落ちたという理解でいいのか。

**（学校施設課長）**

これもまた推測ではあるが、実際に各業者で、利益の確保なども含めて、実際にはこれは人件費がほとんどだと思われるが、そういった中で、各業者が努力していく中で、結果的にこういう数字に落ち着いたのではないかと捉えている。

**（委員）**

他に何かあるか。

**（委員）**

資料の66ページを見ているが、大泉地区の小学校の表である。

学校名があり、屋内運動場（体育館）ということで、部屋・室というのは1部屋という勘定になるのか。そういう意味か。

平米が150ということでそろっているが、私の記憶だと、例えば大泉第四小は、体育館は、例えばバレーボールコートだと2面が取れる広い体育館で、それに対して、例えば大泉学園小は、昔ながらの小さな、バレーコートが1面しか取れない。ガラスの面積からいったら、明らかに二つは違うのではないかと思うが、一律150で全部そろっているのは、体育館の大きさはあまり構わないで、アバウトに出しているのか。

**（学校施設課長）**

委員がおっしゃるとおり、体育館の大きさというのは様々である。

それに従って、窓ガラスの広さに差があることは確かにそのとおりであるが、あくまでこちらは、窓ガラスの面積の平均的な数値で見出している。差というのは確かに出てくるが、これ以外の契約においても150平米という形で出している。

実際には、面積に違いはあるが、それについては、値の多い少ないというのはあるが、この範囲に収まるということで、この数字を使っている。

**（委員）**

承知した。あまり厳密に測って算出しているわけではないということか。

**（学校施設課長）**

実際に、体育館の場合だと、先ほど少し差異があると申し上げたが、特に古い学校に関しては、体育館づくりというのは比較的似ているものがある。

そういう意味で、若干の窓ガラスの面積に差異は出てくるが、この範囲に落ち着いてくるだろうというところでの数字と捉えていただければと思う。

**（委員）**

他にあるか。

私から確認だが、3番目の大泉地区だが、この応札状況を見ると、310万円台でみんな接戦になっている。最低制限未満で失格だと思うところが、1者ある。

株式会社プラスサービスというところが最終的には取ったが、こちらも金額的にはどうなのか、最低制限ぎりぎりのところだったのか。

**（事務局）**

最低制限価格からは若干高めの数字である。

**（委員）**

承知した。

こちらだけ接戦になって、他の二つは結構乖離があって、ばらばらな数字を出してきて、ここだけ本当に取りたいのかというのが、この数字で感じられたと思ったもので、質問させていただいた。

**（委員）**

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

**【案件6】**

**家事支援用品の購入支援に係る業務委託（単価契約）**

**（事務局）**

それでは、資料2-6の69ページをお願いします。

審議案件の6番、家事支援用品の購入支援に係る業務委託（単価契約）について説明する。

本件の内容であるが、区が令和4年度にコロナ禍における育児負担軽減対策として、保育サービスを利用しない1歳または2歳の在宅子育て家庭を対象に、対象児1人当たり5万ポイント、1ポイントあたり1円を付与し、食洗機やロボット掃除機などの家事支援用品の購入の支援事業を行うに当たり、専用Webサイトの構築、家事支援用品の購入の受付、発送などの業務を委託したものである。

次に、本件の抽出理由の、仕様の内容と特命随意契約の理由を確認したいという点である。

まず、仕様の内容であるが、73ページの仕様書をご覧いただきたい。

5番の予定数量は、約8,500件を対象としている。

事業者は、その約8,500に対して、案内書の発送、専用Webサイトの構築、家事支援用品の受付、発送、問合せ窓口の設置といった業務を担う。

少し飛ばして、75ページをご覧いただきたい。

この段で、家事支援用品は5,000ポイントから10万ポイントの相当の商品まで、5,000ポイント単位で家事支援用品をWebカタログに掲載することを事業者に求めている。

次に、この段、その際、掲載する家事支援用品は、区が指定しているものではなく、事業者側が対象者側に任意に設定できるように、色違いやサイズ違いなどを除いて、全体で100点以上を提案して掲載するという仕様で行っている。

次に、特命随意契約の理由を確認したいという点である。

遡って、資料の69ページ、特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は、株式会社高島屋法人事業部と特命随意契約を行っている。

お手数だが、71ページの業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は、先ほど仕様で説明した、様々な価格帯の家事支援用品を100点以上提案する必要があることから、専門的な知識や経験を必要とし、価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績などの観点から優れた事業者を選定する必要があったと考えている。

このような理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、プロポーザル方式により事業者を選定し、株式会社高島屋法人事業部との特命随意契約を行った。

改めての案内だが、仕様書は73ページから79ページにつけてあるので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

**(委員)**

こちらについて、何かご質問などあればお願いします。

**(委員)**

内容は分かった。

私が選定するときはこの表しかもらっていなかったのですが、この事業は、どのような仕事をやっているのか分からなかったが、そういうことというのが分かった。

中身が複雑だというのは分かったが、プロポーザルでやったというのが、何社の事業者がプロポーザルに参加して、1番のところで3行ぐらい書いてあるが、具体的に、株式会社

高島屋法人事業部のどこがよくてここに決めたという話になったのか、もう少し詳しく聞かせていただきたい。

**（子ども家庭支援センター所長）**

プロポーザルに応募した団体は、4者である。

参加の申込み自体は10者に案内を送ったうち、6者から参加申出があったが、その後、実際のプレゼンテーションでは、例えばシステムの構築が間に合わないとか、発送業者が用意できないということで、2者が辞退されて、先ほど申しましたように4者となっている。

株式会社高島屋法人事業部に決めた理由だが、プレゼンテーションの中でもあったが、株式会社高島屋法人事業部に関しては、12月21日頃に案内を発送でき、年内に区報等でも周知できる等、短時間で準備・対応できた点である。

年末年始は、他の各社はコールセンターで対応できないという話だったが、株式会社高島屋法人事業部に関しては、29日や30日も対応いただけるところで、評価している。

また、コールセンターは、区内には多様な方が住まわれているが、例えば外国語対応というところで、英語だけではなくて、中国語対応であったり、メールであればどのような言語でも対応いただけるといったことも評価した点である。

また、実際にコールセンターの人員等も含めまして、訪問して対応する事案等があれば、しっかり対応していただけるというお話もあったので、そういった観点の中から、株式会社高島屋法人事業部を最適な事業者として選定したところである。

**（委員）**

家事支援用品の購入支援事業は練馬の独自事業か。

**（子ども家庭支援センター所長）**

この事業について、区市町村で事業を実施する自治体に対して東京都が補助する形になっている。

東京都が、コロナ禍で、平時に比べて育児家事ヘルパーが家庭の中に入りにくい中で、保育サービスを利用していない家庭が、社会とのつながりが薄かったり、孤立して負担感を感じる方に、虐待等を未然に防ぐといった目的で東京都が事業構築したものである。

この事業は補助率10分の10なので、練馬区としては、対象が絞られているということで不公平感等はあるかと考えたが、必要な支援を、東京都補助10分の10を使えるのであれば、我々としては実施して支援していきたいと考えたところである。

**（委員）**

東京都の補助事業で10分の10ということであれば、他の区市町村も手を挙げるところがあったのではないかなというところで、どのぐらいが手を挙げたのか。

逆にたくさん出てくると、受ける事業者が対応できなくなるというところがあって、そこら辺も何か影響しているのか。

**（子ども家庭支援センター所長）**

23区の中の正確な数字は上下するかもしれないが、我々が始めるに当たって確認したところだと、8区ぐらいがやっていると認識している。

他のやらなかった区に関しては、先ほど申したように、対象が限定的であること、令和4年度限定での対応ということで、その先の不公平感等も含めて事業を実施せず、別の形で、例えばある区では5万円を給付するなど、様々な取組が行われたと認識している。

**（委員）**

多摩地域ではどうか。

**（子ども家庭支援センター所長）**

多摩地域では、私が聞いたところでは、実施したところがないと聞いている。

**（委員）**

他にも何かあるか。

**（委員）**

資料75ページの上4分の1ぐらい、アイウエオのうち、エの家事支援用品はというところで、次の行から書いてあるロボット掃除機とか食洗機などを拝見すると、こういう商品をそろえる、あるいは、Webサイトの構築なども含めて、できるだけ安くやっていただけるのは、例えば、株式会社ビックカメラとか、株式会社ヤマダデンキという名前がすぐ浮かぶが、株式会社高島屋法人事業部というのはぴんと来ないところがある。

事前にこういうのをやってくれないかというお声がけなどは、そういうような価格において、例えば高島屋に頼むよりも、もっと有利になるであろう業者に声がけをしていたのか。

**（子ども家庭支援センター所長）**

今お話しいただいたように、まさに家電量販店にもプロポーザルの10者の中で声がけしている。

実際、先ほど申し上げた、参加届を出したが辞退した事業所が、まさにこの家電量販店になっている。

その理由として、手配やコールセンター自体を確保することが難しい、私どもが、クレジットカード決済で5万円を超える分は決済できるようなシステムの構築をお願いしたが、それも間に合わないなどの理由から、大手の家電量販店は参加することが難しいとの答えをいただいた。

**（委員）**

他に何かあるか。

計画をやると決めてから、プロポーザルの案内をするまでの期間はどのぐらいあったのか。

**（子ども家庭支援センター所長）**

補正予算を10月に計上し、議決いただき、11月に1か月程度の猶予を持って募集している。

この事業は、先行的に始めていた自治体がある中で、我々としてはどれぐらいの期間が必要かを鑑みながら、できるだけ速やかに対応したところである。

**（委員）**

11月ぐらいに募集をかけて、実際に動き始めた時期はいつぐらいか。

**（子ども家庭支援センター所長）**

契約確定が12月なので、12月から対応している。

契約後、12月5日から事業をしていただき、先ほど申したように、区報掲載が12月21日に区民の方々にご案内する形で対応している。

**（委員）**

業者からすると、話があってから実行するまで、すごく短い期間ということもあるのか。

**（子ども家庭支援センター所長）**

おっしゃるように、タイトな期間の中で様々な対応いただいてやるといった意味で、プロポーザルの中でできるだけ迅速にできるなど、しっかり体制が整うかというところを確認した。

**（委員）**

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

**【案件7】**

**ソーラーパネル付きポータブル蓄電池の購入**

**（事務局）**

資料2-7、81ページをお願いします。

審議案件の7番、ソーラーパネル付きポータブル蓄電池について説明する。

事業の内容であるが、区立保育園では、大災害時にも開園し、出勤や出勤が必要ないいわゆるエッセンシャルワーカーの子どもなどを保育することを想定して、防災用品の備えを進めている。

ライフラインが途絶しても、室温調整や調理、保育を継続するための電力が必要となっ

てくるため、太陽光発電パネルによる充電を行いながらも使用できる大容量の蓄電池を配備していくこととした。

本件は、その第一弾として、16園を対象に蓄電池を購入し、配備することとした。

次に、入札結果について説明する。

83ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

本件は、予定価格が1,000万円を超える物品の買入りに該当するため、制限付き一般競争入札を実施している。

本件の入札には10者が参加し、5者が辞退、2者が不参。

有限会社ブレインズが、1,392万円、税込み額1,531万2,000円、落札率●●%で落札した。

次に、本件の抽出理由にある、予定価格に対して落札率が低くなっているが、どのような仕様で入札されたのかという点である。

85ページをご覧ください。

仕様書をつけている。蓄電池は蓄電池の容量が6,000Wh以上、出力が常時2,000W以上、充電方法としてAC-DC電源アダプターおよびソーラーパネルによることなどを性能として求めている。

数量は16台、また、参考品としてD-POWER6000という商品を示している。

こちらは、参考品のため、あらかじめ区に確認を取った上で、同等品を納入することが可能ということで入札を行っている。

続いて、低い落札率になった理由を確認したいということである。

まず、本件の予定価格の設定について、2者から下見積もりを取って、そのうち低い金額のものを予定価格としている。

その際に、下見積もりをベースに、当時の市販価格などを参考に、妥当な金額であるかどうかを判断したものである。

入札においては、落札事業者が同等品申請という形で、参考で示したD-POWER6000ではなく、同等品が納入をされている。

なお、当該製品の市価は、参考品とおおむね変わらないが、比較的新しい製品と聞いている。

推測であるが、メーカーとして新しい製品でのため、官公庁による採用実績を持ちたいという意図があって、本件落札事業者が比較的な有意な価格で応札できたのではないかと考えている。

参考に、85ページから87ページに、件数を含めた仕様書をつけているので、お目直しをお願いします。

説明は以上である。

（委員）

では、こちらに関して質問などあれば、お願いします。

（委員）

説明によると、見積もりを取ったということだが、入札した有限会社ブレインズは、見

積もりの会社だったのか。

また、入札が3件入っているが、その中のどこから取ったのか。

**（保育課長）**

まず一つ目の事業者、83ページをご覧くださいと、7番の株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーションというところから見積もりをいただいた。

また、入札には参加していないが有限会社大野無線電気の2者から見積もりをいただいた結果である。

今の質問だと、見積もりをされたところが落札したのかということであるが、有限会社ブレインズは見積もりをいただいていないため、別の事業者が同等品で落札をしたという結果である。

**（委員）**

逆に言えば、有限会社ブレインズが実績を練馬区で残したいために、相当頑張った数字を入れたという理解でいいのか。

**（保育課長）**

同等品で、確かに相当頑張った結果はあると思う。

区立保育園は60園あるが、3か年かけてソーラーパネルの蓄電池を入れていく初年度であるため、実績づくりで見積価格に対して、かなり低い頑張った落札を行ったというふうに承知をしている。

**（委員）**

何年かで入れていくという話なので、そうすると、どうしても有限会社ブレインズの出した価格は、一つのメルクマールになる。逆に言えば、そういう形で実績を作りたいという意味なのか。

**（保育課長）**

いろいろな見方はあると思うが、当然、令和4年度が1,500万円余であるため、我々は、これからの計画も、これが一つのメルクマールになってくると思っている。予算の編成等も気をつけながら、対応してまいりたい。

**（委員）**

他にあるか。

**（委員）**

82ページを拝見して、参考品としてD-POWER6000という商品が出ている。これは、例えば先ほどもあったが、これと同等の性能以上という趣旨で掲げられているのか。

**（保育課長）**

そのような理解である。

**（委員）**

ネットで見ていたが、D-POWER6000は価格176万円と出ているところがある。  
約1,400万円で16台となると、1台当たり90万円弱で、大分安く用意していただけたという理解になるのか。

**（保育課長）**

我々も、この手の商品の価格がいかがなものかと思いながら、職員でインターネット等を活用しながら、参考品という形で提示した結果がこういうことで驚いている。

ただ、いずれにしても、先ほど、エッセンシャルワーカーということが事務局からもあったが、今は、練馬区の保育園は私立も含めて2万1,000人ぐらいのお子さんをお預かりしている。

そのうち、エッセンシャルワーカーが2,000人を超えて、1割以上。そうすると、発災当初、自衛隊、病院、警察、消防等々で、すぐに子どもを預けないと復旧作業に当たれないと思い、今回このような取組を始めたところである。

安くなる分には、我々としては歓迎になる。先ほど申し上げたように、今後も、これを一つのメルクマールとしながら適切に対応していきたい。

**（委員）**

他に何かあるか、

今の関連で、3年計画の1年目でこの事業を行ったとすると、来年以降、あるいは2年目の予定価格を算定するときは、改めて下見積もりを取るのか。それとも、1年目を参考にして必要台数を掛けて算定するのか、その辺の予定はいかがか。

**（保育課長）**

当然、この1,500万円が一つのベースになっている。今年度の執行を変えるので、有限会社ブレインズにも見積もりに参加してもらい、資料をいただいて対応することになると思う。

予算上は、日程の関係もあるため、少し大きくなるかもしれないが、あくまで予定価格に対する契約額という意味では、割合は、今回と同じように5割下がることはなく、高くなると認識している。

**（委員）**

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件8】

区立保育園昼寝用マットレス等の購入

（事務局）

資料2-8の89ページをお願いします。

審議案件の8番、区立保育園昼寝用マットレス等の購入について説明する。

これまで、区立直営保育園での寝具は布団とコット、簡易ベッドだが、その2種類を使用していたところである。

布団はクリーニングが難しく、熱風消毒のみ実施するため、衛生感染対策上の懸念があった。また、簡易ベッドであるコットも、折りたたみず室内に敷き詰める形になるため、災害避難時の転倒のおそれなどの課題があった。

本件は、そのような状況から、洗濯や熱湯消毒が可能なもの、避難時に邪魔にならないというもので、今回の本製品の購入を行った。

次に、入札結果について説明する。

91ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

本件は、予定価格1,000万円を超える物品の買入りに該当するので、制限付き一般競争入札を実施している。

本件の入札は3者が参加し、有限会社城東フレンドが1,839万9,090円、税込価格2,023万8,999円、落札率●●%で落札している。

次に、本件の抽出理由である。

予定価格に対して落札率が低くなっている、どのような仕様で入札されたのかという点である。

93ページをご覧ください。

仕様では、昼寝用マットレス1,947枚、2番目、簡易カバー2,342枚、昼寝用のマットレスは芯材・カバーが洗えるもの、通気性のよいこと、次亜塩素酸ナトリウム溶液や熱湯で消毒ができることなどを求めている。

その上で、下の5番、参考品であるが、株式会社丸八真綿のエアルⅡを示している。先ほどのソーラーパネル付の蓄電池と同様に参考品であるため、あらかじめ区に確認を取り、同等品を納入することが可能ということで入札を行っている。

その下、7番、納入場所は、関町保育園他32園。複数の園に入れる形になっている。

続いて、低い落札率になった理由を確認したいとのことである。

本案件の落札は今回もかなり低い率になったため事業所管から落札した事業者の確認を取ったところ、納入事業者も運送会社を経由せずに配送するという企業努力を行うことによって配送料などのコストを極限まで抑えたという回答があった。そういった企業努力によって、低価格の入札ができたということである。

参考に、93ページから94ページに仕様をつけている。お目通しをお願いします。

説明は以上である。

（委員）

これについて質問などはあるか。

**（委員）**

今の話を伺うと、先ほどの案件の実績を作りたいというよりは、できるだけコストがかかる部分を削減して、抑えた成果だという理解でいいか。

**（保育課長）**

191ページに3者あるが、私どもも、なぜこれだけ下がったのか検討する中で、過去の経過を見ると、保育園の布団やマットレスは、この3者はいずれも区内事業者で、毎年競り合っている。

令和元年度は、サンコー株式会社が1,000万円ほどに対して約6割カットで入札された経過がある。

令和2年度は、有限会社千草屋が300万円余に対して9割ほどで落札。

令和3年度は、有限会社城東フレンド社が百数十万円に対して、ほぼその額で。

今回、2,000万円、3,000万円の中で、各社で、先ほど事務局から説明したような工夫もしながら、あの金額を落として入札されたと思っている。今後もこの3者の争いは続いていくと認識している。

**（委員）**

既製品であるこの製品は、全国的にいろいろな保育園や幼稚園で使っているということか。

**（保育課長）**

当然実績があるものである。

先ほどの事務局の説明に一つ加えると、私どもは保護者の方に布団カバーを縫ってきてくださいというお願いをしており、それが大変な負担になっていた。

最近、オムツのサブスクリプションを始めたが、そういうところに時間をかけるより、ご自宅でお子さんと長い時間を過ごしていただきたいなと思い、先ほどの災害などに加えた効果として考えている。

適切な対応と考えている。

**（委員）**

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

**<報告事項>**

令和4年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

（事務局）

資料7、8、9に基づき説明

（委員）

指名停止の件、最後の工事成績評定で不良というのは、やり直してもらうのか。

（事務局）

工事成績の評定について、工事が完了した時点で工事所管の方で成績評定を行う。

その結果、点数がつく形になっており、指名停止基準で点数ごとに指名停止をかける期間を定めており、それに基づいて指名停止を行った。

（委員）

この工事自体はもうそのまま完了になるのか。

（事務局）

工事自体は完了している。

（道路公園課長）

現場の維持保全担当課長も兼ねているので説明させていただく。

現場は、品質としては確保できている。ただ、施工監督するに当たり、安全対策や、度重なる注意を行い、それでも一度で改めず、二度、三度、そういう改善を求めることがあった。物としてはできているが、そういう経緯もあったので、成績としてはそのようにした。

（委員）

成果物としては問題なかったということか。

他にないようであれば、報告事項も以上で終了する。

その他に何かあるか。

<その他>

次回の入札監視委員会は、11月15日（水）14時開始予定。